

美浜町道路損傷等通報システム利用方法

1 目的

- (1) 町が管理する道路の路面・排水施設・街路樹・その他道路施設等に関する不具合を住民に LINE を活用して迅速かつ手軽に通報・情報提供していただくことで、住民の皆様との協働により質の高い管理を行うことを目的とします。

2 アカウント情報

- (1) ソーシャルメディアサービス名：美浜町道路損傷等通報システム
- (2) アカウント名：美浜町道路損傷等通報システム
- (3) アカウント ID：@041rtplt

3 管理者

- (1) 全般的事項
産業建設部建設課
- (2) 通報・情報提供に関する事項
産業建設部建設課

4 受信内容

受信する内容は、町が管理する道路の路面・排水施設・街路樹・その他道路施設等の状況が分かる写真、その場所の位置情報（または住所が特定できる情報）とし、管理者が両情報を確認したことをもって、当該情報の受付とします。

5 利用方法

- (1) コミュニケーションアプリ「LINE」をダウンロード・インストールし、美浜町道路損傷等通報システムを検索・二次元バーコード読み込み・ID 追加などの方法で「友だち追加」をしてください。
- (2) 通報・情報提供の受信確認は、原則として開庁時間内（祝日、年末年始を除く、月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時）に行います。
- (3) 通報・情報提供として受信した情報は、道路の路面・排水施設・街路樹・その他道路施設等を適切に維持管理するための情報収集を目的としており、町が管理していると特定できた場合のみ対応します。補修等の対処の要否及びその方法については、管理者の判断によるものとします。
- (4) 通報・情報提供として受信した情報及びその対応状況は、適宜美浜町公式ホームページで公表します。

6 注意事項

- (1) 美浜町道路損傷等通報システムに掲載する個々の情報（文書、写真、イラスト等）に関する知的財産権は、町あるいは原作者等に帰属します。美浜町道路損傷等通報システムの内容について、「私的利用のための複製」や「引用」等の著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。
- (2) 美浜町道路損傷等通報システムへお送りいただいた通報・情報提供、その他コメント・メッセージ・画像へは原則として自動応答で返信し、個別返信は行いません。
- (3) 美浜町道路損傷等通報システムについて、以下に該当するものはご遠慮ください。また、そうした通報・情報提供等については対応できないか、または発信者に断りなく発信内容の全部または一部を削除することがあります。
 - ・私道など町が管理していない施設・設備についての通報・情報提供
（ただし、国や県など管理者が特定できる場合は、管理者へ情報提供します。）
 - ・法令等に違反するもの
 - ・公序良俗に反するもの
 - ・犯罪行為を助長するもの
 - ・政治活動、選挙活動、宗教活動またはこれらに類似したもの
 - ・特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷、または名誉もしくは信用を傷つけるもの
 - ・本人の承諾なく個人情報を開示・漏えいする等プライバシーを侵害するもの
 - ・第三者の特許権、意匠権、著作権、商標権、肖像権などを侵害するもの
 - ・営利を目的としたもの
 - ・記載された内容が虚偽または著しく事実と異なるもの
 - ・LINE 利用規約に反するもの
 - ・その他町が運営上不適当であると判断したもの
- (4) 通報・情報提供いただいた情報は補修等の参考に活用することを目的としており、必ず対応を行うものではありません。
- (5) 通報・情報提供に関して返信を希望する場合及び通報内容への対応について確認を希望する場合には、従来通り直接建設課へお問い合わせください。
- (6) 美浜町道路損傷等通報システムへ通報・情報提供いただいた情報への対応については、受信から数日を要しますので、緊急な対応が必要なものに関しては、従来通り建設課へ直接お問い合わせください。

7 免責事項

- (1) 町は、利用者が美浜町道路損傷等通報システムを利用したこと、または利用できなかったことによって生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。
- (2) 町は、利用者により投稿されたコンテンツ（通報・情報提供、その他コメント・メッセージ・画像）について、一切責任を負いません。
- (3) 町は、美浜町道路損傷等通報システムに関連して、利用者間または利用者と第三者

間でトラブル・紛争が発生した場合であっても、一切責任を負いません。

- (4) 美浜町道路損傷等通報システムは、LINE 株式会社のシステムによって運用されています。LINE 株式会社のシステム運用や技術的な質問に関して一切お答えすることができません。
- (5) 町は、予告なく当該運用方針の変更や運用方針の見直し、または中止をする場合があります。